

毎週火、金曜日発行（休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇ 条例 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ◇ 規則 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- ◇ 告示 地方事務所長事務委任等に関する規則の一部改正
- ◇ 告示 牛等の人工授精講習会の実施
- ◇ 告示 造林計画の一部変更
- ◇ 告示 保安林指定解除予定
- ◇ 告示 右 同
- ◇ 正誤 家畜傳染病予防法第六条による命令
- ◇ 正誤 昭和二十九年一月二十六日鳥取県告示第三十一号中訂正

條 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに

公布する。

昭和二十九年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第八号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項を次のように改める。

3 給料表は、左に掲げる一般給料表及び特別給料表とする。

- 一 一般給料表（別表第一）
- 二 特別給料表
- イ 高等学校等教育職員給料表（別表第二）
- ロ 幼稚園教育職員給料表（別表第三）

第三条第四項中「前項の」の下に「適用区分に従つて、第三項のいずれかの」を加え同項を第五項とし、同条同項の次に次の一項を加える。

4 給料表は、左の各号の区分に従い、当該各号に掲げ

別表第二

高等学校等教育職員給料表

職務の級	給料										
	一 号 給	二 号 給	三 号 給	四 号 給	五 号 給	六 号 給	七 号 給	八 号 給	九 号 給	十 号 給	十 二 号 給
一級	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,九〇〇	七,一〇〇	七,五〇〇	七,八〇〇	八,一〇〇	九,三〇〇	九,六〇〇	一〇,一〇〇
二級	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,七〇〇	六,九〇〇	七,二〇〇	七,五〇〇	七,八〇〇	九,〇〇〇	九,三〇〇	一〇,〇〇〇
三級	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,五〇〇	六,七〇〇	七,〇〇〇	七,三〇〇	七,六〇〇	八,八〇〇	九,一〇〇	九,八〇〇
四級	五,六〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,三〇〇	六,五〇〇	六,八〇〇	七,一〇〇	七,四〇〇	八,六〇〇	八,九〇〇	九,六〇〇
五級	五,四〇〇	五,600	五,800	六,100	六,300	六,600	六,900	七,200	8,400	8,700	9,400
六級	五,200	5,400	5,600	5,900	6,100	6,400	6,700	7,000	8,200	8,500	9,200
七級	5,000	5,200	5,400	5,700	5,900	6,200	6,500	6,800	8,000	8,300	9,000
八級	4,800	5,000	5,200	5,500	5,700	6,000	6,300	6,600	7,800	8,100	8,800
九級	4,600	4,800	5,000	5,300	5,500	5,800	6,100	6,400	7,600	7,900	8,600
十級	4,400	4,600	4,800	5,100	5,300	5,600	5,900	6,200	7,400	7,700	8,400
十一級	4,200	4,400	4,600	4,900	5,100	5,400	5,700	6,000	7,200	7,500	8,200

る職員に適用する。

一 一般給料表

第二号及び第三号に掲げる給料表の適用を受ける職員以外の職員

二 高等学校等教育職員給料表

高等学校、盲学校及びろう学校に勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び人事委員会が指定する職員

三 幼稚園教育職員給料表

幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び人事委員会が指定する職員

第四条第五項中「別表第二」を「別表第四」に改める。

別表第一中「給料表」を「一般給料表」に改め別表第一

二を別表第四とし、別表第一の次に別表第二及び別表第

三を次のように加える。

別表第三

幼稚園教育職員給料表

職務の級	号給										
	一号給	二号給	三号給	四号給	五号給	六号給	七号給	八号給	九号給	十号給	十一号給
一級	六,三〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,九〇〇	七,二〇〇	七,五〇〇	七,八〇〇	八,一〇〇	九,三〇〇	九,六〇〇	
二級	六,九〇〇	七,三〇〇	七,五〇〇	七,八〇〇	八,一〇〇	八,四〇〇	八,七〇〇	九,〇〇〇	九,三〇〇	九,六〇〇	
三級	九,〇〇〇	九,三〇〇	九,六〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,四〇〇	一〇,七〇〇	一一,〇〇〇	一一,三〇〇	一一,六〇〇	一二,〇〇〇	
四級	一一,二〇〇	一一,六〇〇	一二,〇〇〇	一二,三〇〇	一二,七〇〇	一三,〇〇〇	一三,三〇〇	一三,六〇〇	一四,〇〇〇	一四,三〇〇	
五級	一三,六〇〇	一四,一〇〇	一四,六〇〇	一五,一〇〇	一五,六〇〇	一六,〇〇〇	一六,三〇〇	一六,七〇〇	一七,〇〇〇	一七,三〇〇	
六級	一六,三〇〇	一七,〇〇〇	一七,七〇〇	一八,四〇〇	一九,一〇〇	一九,八〇〇	二〇,五〇〇	二一,二〇〇	二二,〇〇〇	二二,七〇〇	
七級	二〇,五〇〇	二一,二〇〇	二二,〇〇〇	二二,八〇〇	二三,六〇〇	二四,四〇〇	二五,二〇〇	二六,〇〇〇	二六,八〇〇	二七,六〇〇	
八級	二五,三〇〇	二六,二〇〇	二七,〇〇〇	二八,〇〇〇	二九,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	三二,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	
九級	三〇,五〇〇	三一,五〇〇	三二,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,九〇〇	三四,〇〇〇	三五,〇〇〇	三六,〇〇〇	三六,〇〇〇	三六,〇〇〇	
十級	三六,三〇〇	三六,七〇〇	三六,一〇〇	三六,六〇〇	四一,一〇〇	四一,七〇〇	四二,三〇〇	四二,九〇〇	四三,五〇〇	四三,〇〇〇	

附則

1 この条例は公布の日から施行し、昭和二十九年一月一日から適用する。

2 切替日（昭和二十八年十二月三十一日から引き続き在職している職員については昭和二十九年一月一日、昭和二十九年一月一日以降職員となつた者については職員となつた日をいう。以下同じ。）における特別給料表の適用を受ける職員の職務の級は、改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の適用によつて、その者が属していた給料表の職務の級に対応する附則別表に掲げる特別給料表のそれぞれの給料表の職務の級とし、その者の切替日における号給は改正前の条例の適用により定められた給料月額（高等学校等教育職員給料表の四級から九級までの職務の級に属するものとなる職員については、その者が受けていた給料月額に相当する別表第四の給料月額の直近上位の額）に対応する特別給料表のそれぞれの給料表に定める号給とする。

3 前項の規定により求められた職員の給料月額が、その者の属する職務の級における給料の幅の中にない場合においては、その額をもつてその職員の給料月額とする。

4 前項の規定により定められた職員の給料月額がその者の属する職務の級における給料の幅の最低額に達しない場合においては、その職務の級の最低の号給をもつてその者の号給とする。

附則別表
特別給料表の適用を受ける者のための職務の級の切替表

表改正前の条例の適用により職員が属していた給料表の職務の級		特別給料表の職務の級	
七級	四級	高等学校等教育職員給料表の職務の級	幼稚園教育職員給料表の職務の級
六級	三級	高等学校等教育職員給料表の職務の級	幼稚園教育職員給料表の職務の級
五級	二級	高等学校等教育職員給料表の職務の級	幼稚園教育職員給料表の職務の級
四級	一級	高等学校等教育職員給料表の職務の級	幼稚園教育職員給料表の職務の級

十	十	十	十	九	八
四	三	二	一		
級	級	級	級	級	級
十	十	九	八	七	六
一					
級	級	級	級	級	級
十	九	八	七	六	五
級	級	級	級	級	級

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第九号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取
県条例第四十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項を次のように改める。

2 この条例において「何級の職務」という場合には、一般給料表の適用を受ける者については、職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第三条第三項に規定する一般給料表による当該級の職務、特別給料表の適用を受ける者については別表の三に掲げる特別給料表のそれぞれの職務の級に対応する一般給料表の当該級の職務をいい、これらの給料表の適用を受けない者については任命権者が人事委員会と協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

別表に次の表を加える。

三 職務の級の対応表

高等学校等教育職員 給料表による職務の級	幼稚園の教育職員 給料表による職務の級	一般給料表 による職務 の級
一 級	一 級	四 級
二 級	二 級	五 級
三 級	三 級	六 級
四 級	四 級	七 級

十	十	九	八	七	六	五
一						
級	級	級	級	級	級	級
十	九	八	七	六	五	
級	級	級	級	級	級	級
十	十	十	十	十	九	八
四	三	二	一			
級	級	級	級	級	級	級

附 則
この条例は、公布の日から施行し、昭和二十九年一月一日から適用する。

規 則

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第十一号

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則
地方事務所長事務委任等に関する規則（昭和二十八年五月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条民生課関係の前に総務課関係として次のように加える。

総務課関係

一 選挙、外国人登録及び保安官募集に伴う各種交付金の交付に関すること

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百二十六号
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六

条第二項第二号に規定する牛、めん羊、山羊及び豚の人工授精講習会を次のように実施する。

昭和二十九年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一家畜の種類 牛、めん羊、山羊、豚
二日 程

日時	科 目		開催地
	午前	午後	

四月六日	関係法規	生殖器解剖	東伯郡赤碕町
自午前八時			鳥取県種畜場
至午後六時			
四月七日	家畜改良と登録 胎生遺傳概論	胎生遺傳概論 種付の理論	"
四月八日	繁殖生理	繁殖生理 消毒	"
四月九日	生殖器解剖実習	器具機械 発情鑑定実習	"
四月十日	精虫生理	精液精虫検査 法	"
四月十一日	人工授精	人工授精	"

四月十二日	人工授精実習	人工授精実習	"
四月十三日	人工授精	人工授精	"
四月十四日	人工授精実習	人工授精実習	"
四月十五日	修業試験	修業試験	"

鳥取県告示第百二十七号

造林臨時措置法（昭和二十五年法律第百五十号）第十五条の規定により昭和二十九年一月二十八日鳥取県告示第三十二号をもつて公示した造林計画の一部を次のとおり変更する。

昭和二十九年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 変更内容

伐採跡地等の所在	地目	地価	植栽樹種	植栽完了期限	所有者住所氏名	植栽面積
旧 西伯郡東長田村大字中 字中堤谷山一、一八〇	山林	三四四	広	昭三一、一、二七	西伯郡東長田村大字中 井上 舛美	29年 二反歩
新 〃 字砂小田山一、一六 四	〃	一、〇三〇	針	〃	井上 舛美	八反三畝歩

二 変更事由 造林地不適當

鳥取県告示第百二十八号

次の土地について森林法施行令（昭和二十六年政令第三百七十六号）第二条に基づき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の規定により、保安林の指定を解除する予定である。

昭和二十九年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

所在場所	面積	指定の目的	解除の理由	申請者住所氏名
市郡一町村一大字 字 一 地 番				
鳥取 賀露	上小路ノ二、一七〇九ノ一	防風のため	道路敷として必要と認めるもの	鳥取市長 入江 昶
同 同	同 一七〇九ノ三	同	同	同

同	同	上浜	一七、三〇ノ一六、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同	同	同
岩美	大成殿	一ノ奥	三二ノ一	三、三二	五、〇〇〇	(〇、〇〇五)	なだれ防止のため	同
同	同	坂ノ上	一五五	〇、三二	〇、二〇〇	(〇、〇〇三)	落石防止のため	同
同	東	大羽尾丸山	四四ノ一	一、〇九六	一、一〇〇	(三、五〇〇)	魚つきのた燈台敷地として必要と認めるもの	東村長 寺谷 剛
鳥取	賀露	上浜	一七、三〇ノ一六	一〇、一六	一〇、一六	一〇、一六	防風のため	指定理由の消滅によるもの

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第百二十九号

次の土地について保安林の指定を解除する予定の旨の農林大臣の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和二十九年三月二十三日

鳥取市浜坂字柳茶屋1林班 を小班	全面積	三、四〇三	三、四〇三	四、三〇〇	解除の理由	申請者
	台帳一実測	三、四〇三	三、四〇三	四、三〇〇		
防災林造成に附帯して設置する資材 運搬路敷地とする必要を認める						
認定						

鳥取県告示第百三十号
 次のように馬傳染性貧血検査を実施するので、家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、馬の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和二十九年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 実施の目的 馬傳染性貧血予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 馬、生後一年以上のもの

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法

- 1 一般検査
- 2 赤血球数の計算
- 3 担鉄細胞の検出

別表

正 誤

昭和二十九年一月二十六日鳥取県告示第三十一号中誤りがあるので次のとおり訂正する。

実施期日	実施区域	実施場所
三月二十六日	西伯郡淀江町	同上
"	高麗村	"
"	所子村	"
二十七日	大山村	"
"	庄内村	"
"	名和村	"
二十九日	光徳村	"
"	逢坂村	"
二十六日	東伯郡東伯町	"
"	赤崎町	"
二十七日	"	"

番号	造林地の所在地	地目	地積	造林地指定年月日	備考
42	八頭郡池田村大字吉川字小山谷一、一八七ノ二一	山林	四反五畝	昭和二十九年一月二十六日	大塚を削る。

昭和29年3月23日 火曜日 鳥取県公報 第2499号 12

発行 火、金

印刷所 鳥取県鳥取市東町取

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。
 本県においては県民の皆様の日常生活に
 関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
 公報に登載して公布しております。
 国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
 ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課